

平成 27 年度輸入食品監視指導計画（案）の概要

平成 27 年 1 月
輸入食品安全対策室

序文

【平成 26 年度計画に基づく施策の実施状況の概要】

- モニタリング検査や検査命令等の輸入時における監視指導の強化を実施
- 計画的な輸出国の対日輸出食品の安全対策に関する制度調査を実施
- 個別問題に係る輸出国との協議、現地調査等を実施
- 牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）等に係る輸出国の安全管理に関する現地調査を実施

【平成 27 年度計画において取り組む施策】（下線部：新たに盛り込んだ事項）

- 経済連携協定等を踏まえた諸外国の食品衛生に係る情報収集及び輸入動向に応じた監視体制の整備
- 海外での検出情報等を踏まえた、病原微生物（サルモネラ等）に係るモニタリング検査の着実な実施
- ポジティブリスト制度の着実な施行及び過去の検査実績等を踏まえた検査項目等の見直し
- 冷凍加工食品等の成分規格違反の状況等を踏まえた加工食品の成分規格（大腸菌群等）に係るモニタリング検査を強化するとともに、その結果を踏まえ、輸入者に対し、製造者等における衛生管理体制の徹底を指導
- BSE に関し、現地調査及び輸入時検査を通じた輸出国政府が管理する対日輸出プログラムの遵守状況の検証
- 「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）（平成 20 年 6 月 5 日付け食安発第 0605001 号）」に基づき、輸入者に対し、チェックリストを用いた輸出国段階における自主的な安全管理の徹底を指導
- 輸出国における食品安全対策の適正化推進のため、計画的な輸出国の食品安全に関する制度調査の実施

1. 目的

輸入時の検査や輸入者の監視指導等を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

2. 適用期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

3. 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法第 4 条（食品の安全性確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない）の観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の 3 段階での衛生確保対策を図るべく計画を策定し、監視指導を実施する。

4. 重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項

- 輸入届出時の審査による法違反の有無の確認
- モニタリング検査※¹（平成 27 年度計画：約 9 万 5 千件）
- 検査命令※²（平成 26 年 3 月 31 日現在：全輸出国の 17 品目及び 25 カ国・1 地域の 75 品目）
- 包括的輸入禁止規定※³
- 海外からの問題発生情報に基づく緊急対応

5. 輸出国における衛生対策の推進

- 対日輸出食品の安全対策に関する計画的な情報収集及び現地調査による衛生対策の推進
- 二国間協議や現地調査を通じた農薬等の管理・監視体制の強化、輸出前検査等による衛生管理対策の確立の要請
- 輸出国における説明会の開催等を通じた政府担当者及び生産者に対するわが国の食品安全規制の周知

6. 輸入者への自主的な衛生管理の実施に関する指導

- 輸入前指導（いわゆる輸入相談）
- 輸入前、初回輸入時及び定期的な自主検査の指導
- 記録の作成及び保存に係る指導
- 輸入者等への食品衛生に関する知識の普及啓発

7. 法違反が判明した場合の対応

- 輸入時・国内流通時の検査で法違反が発見された場合の対応
- 再発防止のための輸入者に対する指導
- 輸入者等に対する営業禁停止処分
- 悪質事例の告発
- 違反事例の公表等における本省、検疫所及び都道府県の連携並びに実施の手順

8. 国民への情報提供

- 輸入食品監視指導計画及び計画に基づく監視結果の公表
- 二国間協議及び現地調査等に関する情報の公表
- リスクコミュニケーションの実施

9. その他

- 人材の養成及び資質の向上
- 検疫所が実施する食品等の試験検査等に係る点検

※¹：食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査

※²：違反の可能性が高いものについて、輸入の都度の検査を厚生労働大臣が命令し、検査に合格しなければ輸入・流通が認められない検査

※³：危害の発生の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに厚生労働大臣が特定の食品等の販売、輸入を禁止できる規定。